

東近江市公告

東近江市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年東近江市条例第240号。以下「条例」という。）第6条及び第7条の規定に基づき、令和5年度における東近江市人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

令和7年1月31日

東近江市長 小 椋 正 清

1 採用、退職及び職員数の状況（条例第3条第1号関係）

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部門名	職員数(人)		対前年 増減数	主な増減理由
	令和5年	令和6年		
一般行政部門	816	843	27	
議会	7	7	0	
総務	210	221	11	定年延長による。
税務	53	53	0	
民生	313	326	13	地域包括支援センターが特別会計から普通会計に参入したことによる。
衛生	81	82	1	
労働	3	3	0	
農林水産	45	44	△1	
商工	19	20	1	
土木	85	87	2	
教育部門 (教育長含む。)	111	111	0	
公営企業等会計	91	76	△15	
病院	2	0	△2	
水道	20	17	△3	
下水道	22	19	△3	
その他	47	40	△7	
合計	1,018	1,030	12	

注) 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、会計年度任用職員を除いています。

(2) 職員の採用状況

(単位:人)

	一般行政職	教諭保育士	保健師	図書館司書	県等派遣職員	技能労務職	医師・看護師	企業職	計
R5.4.2～ R6.3.31	5	-	1	-	-	-	0	-	6
R6.4.1	28	15	1	-	7	-	-	2	53
合計	33	15	2	0	7	0	0	2	59

(3) 職員の退職状況

(単位:人)

	一般行政職	教諭保育士	保健師	図書館司書	県等派遣職員	技能労務職	医師・看護師	企業職	再任用	計
R5.4.1～ R6.3.30	3	1	-	-	-	-	-	-	-	4
R6.3.31	12	6	-	-	7	-	-	1	17	43
合計	15	7	0	0	7	0	0	1	17	47

2 給与及び休暇に関する状況（条例第3条第3号及び第4号関係）

(1) 人件費の概要（令和5年度普通会計決算）

区分	歳出額	人件費	人件費率
	A	B	B/A
令和5年度	千円 51,284,559	千円 8,995,558	% 17.54

注) 人件費には、市長、副市長及び教育長に支給される給料、市議会議員等に支給される報酬等を含んでいます。

(2) 職員給与費（令和6年度普通会計予算）

職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
人	千円	千円	千円	千円	千円
954	3,584,052	878,280	1,481,281	5,943,613	6,230

注1) 職員手当の額は、退職手当を除いています。

注2) 給与費は、当初予算に計上された額です。

(3) 特別職の給料など（令和7年1月1日現在）

	給料・報酬	期末手当（令和6年度支給割合）
市長	900,000 円	6月期 1.700 月分 12月期 1.750 月分 計 3.450 月分
副市長	750,000 円	
教育長	700,000 円	
議長	460,000 円	
副議長	390,000 円	
議員	370,000 円	

(4) 一般職の給料など

①平均給料及び平均年齢（令和6年4月1日現在）

区 分	一般行政職員		技能労務職員	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
東近江市	314,500 円	42.0 歳	275,100 円	57.5 歳
国	323,823 円	42.1 歳	288,144 円	51.2 歳

②初任給及び採用2年後の給料（令和6年4月1日現在）

区 分	東近江市		国	
	決定 初任給	採用2年経過日 の給料額	決定 初任給	採用2年経過日 の給料額
一般行政 職員	大学卒	202,400 円	211,900 円	219,600 円
	高校卒	181,800 円	180,700 円	174,900 円
			I 208,000 円 II 196,200 円	I 219,600 円 II 206,600 円
			166,600 円	174,900 円

注) 大学卒の国の欄中 I 及び II は、国家公務員採用試験の区分です。

③経験年数別・学歴別平均給料月額（令和6年4月1日現在）

区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政 職員	大学卒	292,600 円	325,700 円	371,200 円
	高校卒			

(5) 一般行政職員の級別人員（令和6年4月1日現在）

区分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な職務内容	部長	次長 課長	課長補佐 主幹	係長 副主幹	主査 主任	主事 技師	主事 技師	
職員数	17人	116人	73人	78人	139人	117人	80人	620人
構成比	2.7%	18.7%	11.8%	12.6%	22.4%	18.9%	12.9%	100.0%

注1) 給与条例に基づく行政職給料表の級区分による職員数です。

注2) 標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(6) 職員手当の種類とその内容（特に指定するものを除き令和7年1月1日現在）

手当名	支給内容		
地域手当	支給対象地域	市内全域	
	支給率	3%	
	支給対象職員	全職員	
扶養手当	配偶者	6,500円	
	子等の扶養親族	10,000円	
	配偶者のない職員の扶養親族1人目	子	10,000円、父母等 6,500円
	16歳となる年度の初めから22歳の年度末までの子の加算（一人当たり）	5,000円加算	
住居手当	[借家・借間] 月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 最高 28,000円		
通勤手当	[交通機関等利用者] 1箇月の運賃等相当額を支給 (6箇月の定期券額による) 最高 55,000円		
	[交通用具使用者] 自動車・自転車等の別、通勤距離に応じて支給		
	区分	自動車等	自転車
	2km以上 5km未満	4,100円	2,300円
	5km以上 10km未満	6,000円	4,400円
	10km以上 15km未満	7,900円	6,600円
	15km以上 20km未満	10,100円	8,900円
	20km以上 25km未満	12,900円	
	25km以上 30km未満	15,800円	
	30km以上 35km未満	18,700円	
	35km以上 40km未満	21,600円	
	40km以上 45km未満	24,400円	
	45km以上 50km未満	26,200円	
	50km以上 55km未満	28,000円	
	55km以上 60km未満	29,800円	
	60km以上	31,600円	

手当名	支給内容			
期末・勤勉手当 (令和6年度)	○支給割合			
		期末	勤勉	計
	6月期	1.225 月	1.025 月	2.250 月
	12月期	1.275 月	1.075 月	2.350 月
	計	2.500 月	2.100 月	4.600 月
職制上の段階、職務の級などによる加算措置あり				
退職手当 (令和6年4月1日現在)	○支給割合			
		自己都合	早期・定年	
	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
	勤続25年	28.0395 月分	33.2705 月分	
	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度	47.709 月分	47.709 月分		
特殊勤務手当	<hr/> 手当の種類 17種類			
	<hr/> 手当支給職員の割合 8.9%			
	<hr/> 支給職員一人当たり平均支給月額 6,273円			
	<hr/> 支給額の多い手当 変則勤務手当			
	<hr/> 多くの職員に支給されている手当 変則勤務手当			
時間外勤務手当	<hr/> 令和5年度支給総額 283,829 千円			
	<hr/> 支給職員一人当たり平均支給年額 405,907 円			
管理職手当 (令和6年4月1日現在)	職名		支給額	
	部長		84,200 円	
	理事		79,700 円	
	次長		70,600 円	
	課長		62,300 円	
	参事		58,100 円	
	課長補佐		55,000 円	
	主幹		51,000 円	
園長		55,000 円～ 62,300 円		

(7) 年次有給休暇の使用状況 (令和5年度)

(a) 総付与日数	(b) 総取得日数	(c) 対象職員数	(b) / (c) 平均取得日数	(b) / (a) 取得率
23,545 日	8,260.0 日	631 人	13.1 日	35.1 %

注) 「対象職員」は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの全期間を在職した職員に限り、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業又は休職の事由がある職員並びに派遣職員を除いています。

(8) 育児休業及び部分休業の取得状況（令和5年度）

（単位：人）

区 分	令和5年度中の育児休業取得状況（全職員）		令和5年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員の育児休業取得状況		
	育児休業取得者数	部分休業取得者数	育児休業対象者数	育児休業	部分休業
男 性	17	3	27	13	0
女 性	63	30	27	27	11
計	80	33	54	40	11

3 分限及び懲戒処分状況（条例第3条第6号関係）

(1) 分限処分の状況（令和5年度）

職員の意に反する降任・免職の状況

（単位：人）

処分の種類 処分事由	処分の種類					合計
	降 任	免 職	休職	降給		
勤務実績がよくない場合	-	-	-	-	-	0
心身の故障の場合	-	-	9	-	-	9
職に必要な適格性を欠く場合	-	-	-	-	-	0
廃職又は過員を生じた場合	-	-	-	-	-	0
刑事事件に関し起訴された場合	-	-	-	-	-	0
条例で定める事由による場合	-	-	-	-	-	0
合 計	0	0	9	0	0	9

(2) 懲戒処分の状況（令和5年度）

（単位：人）

処分の種類 処分事由	処分の種類					合計
	戒告	減給	停職	免職		
給与・任用に関する不正	-	-	-	-	-	0
一般服務違反関係	-	-	-	-	-	0
一般非行行為	-	-	-	-	-	0
収賄等関係	-	-	-	-	-	0
道路交通法違反	-	-	-	-	-	0
監督責任	-	-	-	-	-	0
合 計	0	0	0	0	0	0

4 人材育成に関する状況（条例第3条第9号関係）（令和5年度）

名 称	目的及び概要	参加者数 (延べ人数)
一般（階層別）研修	新規採用職員研修（採用前、フォローアップ、後期）、2年目職員研修、リーダー研修（課長級）、企画・提案力向上研修（係長級）	481 人
一般（特別）研修	人事考課制度考課者研修、地域担当職員研修、インターンシップ受入、庁内報編集委員研修	289 人
職場研修	職場内グループ研修（公務員倫理、人権、接遇）	3,121 人
派遣研修（一般研修）	滋賀県市町村職員研修センター	284 人
派遣研修（特別研修）	滋賀県市町村職員研修センター、滋賀大学地域活性化プランナー学び直し塾、都市幹部職員研修会、人権尊重をめざす青年集会、企業内人権研修	82 人
派遣研修（専門研修）	滋賀県市町村職員研修センター、滋賀県建設技術センター、市町村職員中央研修所、全国市町村国際文化研修所	57 人
派遣研修（指導者養成研修・指導者研究会）	滋賀県市町村職員研修センター	11 人

5 福利厚生に関する状況（条例第3条第10号関係）

(1) 職員の健康管理に関する主要事業の実施状況（令和5年度）

名 称	対 象 者	受診者数
定期・成人健診	全職員	929 人
胃検診	35歳以上職員	318 人
子宮頸がん検診	20歳以上奇数年齢の女性職員	131 人
乳がん検診	20歳以上偶数年齢の女性職員	197 人
大腸検診	35歳以上職員	443 人

(2) 公務災害及び通勤災害の認定件数 (令和5年度)

通勤災害	公務災害	計
0	8	8

(3) 福利厚生事業 (令和5年度)

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第42条に基づく福利厚生計画の実施団体として、東近江市職員互助会を組織し、条例に基づき職員の相互救済及び福祉の増進を図っています。

・主な歳入

会費	13,883 千円	956名 給料月額 \times 4/1000
手数料	3,045 千円	生命保険取扱手数料等
負担金	2,821 千円	市負担金

・主な歳出

体育費	1,541 千円	体育クラブ助成等
文化教養費	658 千円	文化クラブ助成等
厚生費	9,432 千円	福利厚生事業
給付金	6,586 千円	

・給付金の種類

結婚給付金	2万円
退職給付金	3千円 \times 勤続年数
人間ドック給付金	経費の2分の1(3万円限度)
永年勤続祝い金	勤続20年は3万円、同30年は8万円分の旅行券又は三方よし商品券
介護休暇給付金	介護休暇を取得する間の給与が共済組合掛金額に満たないときその不足する額
傷病給付金	2週間以上の入院療養 1万円、引続き2箇月以上の入院療養 1万円(再度)
出産給付金	1子につき1万円
葬祭料及び弔慰金	会員の死亡 葬祭料 20万円、弔慰金 30万円 供花又は盛籠 1万円相当
親族弔慰金	配偶者 5万円、実父母・養父母 2万円 実子・養子 2万円、兄弟姉妹(同居) 1万円 配偶者の実父母・養父母(同居) 1万円、他の扶養親族(同居) 1万円 供花又は盛籠 1万円相当
災害給付金	水震火災その他非常災害により住居又は家財に損害を受けたときその都度定めた額

公平委員会の業務の状況に係る報告について

勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立ての状況

(条例第 5 条第 1 号及び第 2 号関係)

1 措置の要求の状況

なし

2 不服申立ての状況

なし